

法務委員会 質問要旨

2018年6月15日
国民民主党 階 猛

1. 再審開始決定（原決定）に対する抗告審のあり方

- ① 原決定が抗告審で取り消されてもその効力が残るとする法的根拠
- ② 原決定と同時の刑の執行停止決定につき抗告審が判断できるとする法的根拠
- ③ 原決定の取消し後も刑の執行停止を維持できることの法的根拠
- ④ 再審手続きに関する規定に不備があり、刑訴法を改正すべきではないか

2. 遺言書保管法について

- ① 平成32年以降に予定される登記簿と戸籍簿を連携させ、遺言者の死後速やかに関係者に遺言の存在を通知するシステムは、本法施行前に稼働させるべきではないか
- ② 遺言書の保管を知らない相続人が遺言書と全く異なる遺産分割を行い、それに基づき不動産登記を申請する事態を避けるべく、本法施行後、法務局は遺産分割登記の申請者に遺言書の存否を知らせるべきではないか
- ③ 上記のケースで遺言書の存在を容易に知り得たのに知らせないまま登記申請を受理した場合、後から遺言書が発見されて遺産分割協議とそれに基づく登記が錯誤により無効になると、国家賠償リスクが生じるのではないか
- ④ 法律上の配偶者や親族以外の者への財産移転のため、遺言の利用を促進することだが、具体的にどのようなことを行うのか
- ⑤ 遺言書の保管期間は政令で定めるとされているが、どれぐらいの年数を予定しているか

* 答弁者は、1の①～③は参考人（最高裁）
1の④および2は法務大臣

以上

・配布資料はおって提出